

# ORIGIN VOL5 に対する見解目次

目次	1
一、はじめに	2
二、彼らは争議解決の歴史的意義と解決の要因を見ることができない	3
三、争議の原点を踏みず外して、もっぱら解決金は自分のものと言う醜い本性をさらけだした数々の策動	5
1、本稿の出発点は解決金処理にたいする疑心暗鬼	5
2、解決金処理の経緯と彼らの主張と行動	5
3、彼らも含めて最終的には満場一致で決着した解決金の処理案	7
4、総会の決定を厳格に守って決められた神奈川の解決金処理	8
5、神奈川支援共闘会議へのカンパの活用は、共闘会議の責任と権限において決められた	9
6、大村光男氏、訴外者山本忠利氏が争議解決によって得たもの	9
四、民主主義は徹底的に保障されてきた	9
1、原告団中央役員交替の経緯	9
2、神奈川原告団に求められた活動に彼らはほとんど参加しなかった	10
3、原告団の諸会議では、常に反対意見に最大限の発言の場が保障されてきた	11
4、原告団中央役員会は彼ら修正案提案者とねばり強く意見のすり合わせをおこなった	11
5、ORIGIN 3号で何を言い、何が問題になったのか理解できない程度の民主主義感覚	11
五、電力連絡会結成の経過	12
1、部外者の「脚本」に過ぎない連絡会結成にいたる経過への批判	12
2、神奈川電力連絡会の設立やその後の運動には、争議解決金はいっさい使われていない 連絡会の運動は会員からの拠出金と会費によって行われている	14
六、会館建設の経緯と建設資金	15
1、会館設立趣旨	15
2、会館設立の経緯と建設資金は会館竣工を祝う会で公けにされている	16
3、会館はどのように運営され、どう活用され、どう評価されているか	17
七、かけがいのない仲間の死をも利用して神奈川原告団を悪者扱いに	17
八、あとがき	17
別冊	
一、政党との関係一覧	
二、事実と反するいくつもの事柄一覧	

# ORIGIN VOL5 に対する見解

2003・8・24  
神奈川電力連絡会幹事会

## 一、はじめに

1995年12月25日、全面解決した東電争議は、「世界最大の民間電力会社であり経営者トップとしての財界に君臨してきた大東京電力に反共労務政策が憲法違反であることを実質的に認めさせて、反共労務政策の転換を約束させ、職場に自由と民主主義を根付かせる第一歩を歩み出させたことは、労働運動上も憲法運動上も計り知れない大きな歴史的な意義があります」(東電統一弁護団総括集)と解決の意義を明らかにしています。

また、勝利解決した要因は「この大衆的裁判闘争を支えてきたものは、何よりも原告団の粘り強い闘い(各論立証で地域を超えて相互支援をした同志愛を含む)とその家族の支え、原告と弁護団との同志的な心の通い合い、かつて経験したことのないような力強い支援共闘会議の取り組みでした。」(同総括集)と端的に総括しています。

このような視点は、東電争議を闘った支援共闘中央連絡会議・原告団はじめ東京、神奈川、千葉、群馬、山梨、長野各地の支援共闘・弁護団・原告団全てに共通していることは、それぞれの総括集を読んでいただければ一目瞭然です。

争議解決後、神奈川では、この成果を土台に、電力労働者会館を建設し、原告の多数を中心にいっそう職場労働者と団結し、職場に自由と民主主義を発展させ、職場要求の実現をめざして神奈川電力連絡会が結成され、活動しています。

ところが、東電争議の山場であった横浜地裁判決の2ヶ月前の1994年9月、「電産史・電力争議研究会」と称する特異なグループが、冊子「ORIGIN」を発行し、公然と活動を始めます。このグループは、1990年7月、原告団第13回総会で役員としてふさわしくないとして解任された神奈川原告団の一員の大村、渡辺、丸山各氏、また原告でない鶴見火力で解雇撤回闘争に取り組んだ山本氏などが中心で組織されています。

大村氏は当時、原告団副団長でしたが、「争議は、民主連合政府が出来るまでは解決しない」などと会議で公然と発言する人物でした。その主張は、「当時、一部ではありましたが学者・弁護士の中から『思想差別撤廃闘争は民主連合政府が出来るまでは実現できない革命の課題である』という意見も出されました。しかし、これらの意見をも克服して闘争に立ち上がりました。」(東電統一弁護団総括集)と弁護団は総括していますが、まさに大村氏は、「克服出来なかった」数少ない原告の一人でした。

彼らは、これまでも元東電神奈川原告団、東電神奈川支援共闘会議をターゲットにして、執拗に中傷誹謗を繰り返してきました。2002年3月に発行されたORIGIN VOL5は、「東電闘争・元神奈川原告団における神奈川選出中央役員の入れ替えに関わる指導と、解決金不正処理問題を考える資料集」を表題にしていくつかの原告団内部資料などを掲載しています。ところが、表題とは正反対に、当時の原告団の掲載された資料からは、いかに原告団が民主的に組織運営をしていたか、また、原告団指導部が、いかに冷静沈着に東電争議の原点を守りながら、彼らの「ごねどく」意見にも粘り強く対応していたか、が明らかになっています。結果的にこの冊子では、第一に、原告団役員を交替させられた彼らの恨み辛みが浮き彫りになり、第二に解決金の実入りを増やすために躍起になっている彼らの姿が浮き彫りになっているだけです。

この冊子が、東電争議に関わったことのない他産業の差別争議関係者に流布されていること、また、最近の争議を巡っての逆流の動向と無縁でないばかりか、東電争議を攻撃することによって、大資本の反共労務政策を断罪し、思想差別を撤廃させた争議の歴史的意義を歪めることを目的としているため、今回、最小限の反論を行うことにしました。

## 二、彼らは争議解決の歴史的意義と解決の要因を見ることができない

ORIGIN5号は、資料、参考資料として当時の原告団文書と彼らの記録メモ、その他に政党関係記録メモ類からなっています。所々に彼らの見解を散りばめ、いかに彼らの主張が正しく、原告団がいかに非民主主義的集団であり、また、全面解決とその内容がいかにいい加減なものであるかを描き出そうと努めています。

ここでは、資料11の「大村光男が原告団中央に提出した意見書」について見てみることにします。この意見書の特徴は、第一に事実を捏造し、原告団中央指導部、神奈川原告団指導部、また支援共闘会議指導部がいかに非民主主義的組織運営をしてきたかを描き出すことに躍起になっています。しかし、圧倒的多数の原告はじめ関係者に確認してもらえば、すぐにそのウソがばれるでしょうし、当時の争議資料を明らかにすれば、でたらめさ加減が明らかになります。

第二に、東電争議は、争議解決とは到底言いがたい内容だったかをあれこれ並べ立てています。大村意見書は、

「確かに一兵卒が副長に職位が上がり、賃金も桁違いに上がった。これが一端を解き放ったことは事実であり、その意味での勝利感に異存はない。しかしそのことにより職場での階級的信頼関係がどう変化し、今後の職場要求の闘いにどのような展望が開けたのか、闘いの方針がどう確立したのかという観点を持たずに争議解決の意味を考えるわけにはいかない」（23p上段）

「思い起こせば90年頃から『職場は変わった』『解決の条件は熟した』という判断をししばしば耳にした・・・残念ながら職場は本質的な変わり方をしていないと見るしかない。変わったのは階級意識ではなく、会社の活動家に対する扱い方であった。もちろんそれ自体大いに歓迎するところである。しかし、我々が職場の変化を評価する基準として考えてきたことは、働く者自身が職場の主人公であるという自覚を持ち、階級的な変革の思想にどう近づくかであったと思う」（23p中段）

と書いています。

「その意味では勝利感に異存はない」「変わったのは・・・会社の活動家に対する扱い方であった。もちろんそれ自体大いに歓迎するところである」と評価しますが、争議解決の意義を認めない立場で一貫しています。

争議解決のため全力を尽くした圧倒的多数の原告、支援共闘会議、弁護団は、解決の意義と解決の要因について確信を持って総括しています。各分野、各地で争議総括集をまとめていますが、ほんの少し引用するだけで大村氏らの主張がいかに空虚で、各都県の総括とも相容れない特異なものであるかは、一目瞭然です。

### ◎「きりひらこうあしたを 東電思想差別撤廃闘争総括集：統一弁護団総括」

「日本の大企業の中では共産党員差別は、日常茶飯事であるし逆に大企業が共産党員を差別しない方が珍しいという状況でした。そうした中で、世界最大の民間電力会社であり経営者トップとしての財界に君臨してきた大東京電力に、反共労務政策が憲法違反であることを実質的に認めさせて反共労務政策の転換を約束させ、職場に自由と民主主義を根付かせる第一歩を歩み出させたことは、労働運動上も憲法運動上も計り知れない大きな歴史的な意義があります」（114p）

### ◎「人間の尊厳をかかげて 東京総括集」

「世界最大の民間電力会社であり、文字通り日本のリーダーカンパニー東京電力に、職場を専制的に支配する常套手段としてとり続けてきた思想信条による差別・人権侵害(反共労務政策)を止めさせ、職場に憲法の光を当てたことは歴史的画期的出来事です」（4p 序にかえて）

◎「自由の風 山梨総括集」

「世界一の電力会社、東京電力の職場に吹き起こした自由の風は、各所でたたかわれている風と合流し、本流となって日本全国に吹いています」(3 p 発刊にあたって)

◎「翔べ！！ 自由の春風に乗って 長野総括集」

「・・・教訓は何でしょうか。1都5県での同時分散提訴に踏み切った原告団の心を一つにした勇気ある行動とそれを支えた統一弁護団の働き、この闘いに呼応し、職場で地域で支援する輪を広げていった支援する会、支援共闘会議のねばりつよい取り組み、そして94年11月からの本店一括解決交渉へとすすんだ『東電闘争』は正に日本の労働運動史上に限りない光明と指針をもたらすものです。闘って切り拓いてきた原告団はじめすべての方々に、深甚の敬意を表すものです。」(1 p はじめに)

◎「燃える歳月の物語 群馬総括集」

「『職場に憲法は通用しない』といわれてきた日本の大企業職場で争議が勝利解決したことは『日本の労働運動史や民主運動史のなかで特記できる出来事』と言えます」(はじめに)と、それぞれ全面解決の意義を総括しています。また、解決の要因として、

「この大衆的裁判闘争を支えてきたものは、何よりも原告団の粘り強い闘い(各論立証で地域を超えて相互支援をした同志愛を含む)とその家族の支え、原告と弁護団との同志的な心の通い合い、かつて経験したことのないような力強い支援共闘会議の取り組みでした。」(「きりひらこうあしたを 東電思想差別撤廃闘争総括集：統一弁護団総括」)

と端的に総括しています。これだけ見ても大村意見書における争議総括がいかに特異なものであるか、事実を真摯に見ようとしない態度であるかが明白です。また、支援共闘中央連絡会議会議の果たした役割についても、

「提訴当初から各地で支援する会が結成されており、その後、東京をかわきりに各都県に支援共闘会議が結成され、91年5月に、それらをたばねた支援共闘の中央連絡会議ができ、会社との間の解決交渉のための受け皿が作られたことの運動上の意義には大きいものがあります。その後運動が大きくなったからです。このことも全面解決を引き出した要因の一つです。」

「解決交渉を自主交渉中心に進めたことは正しかったと言えます。しかし、弁護団が交渉団に加わらなかったことの当否については、さまざまな意見があり、それぞれの争議の条件に応じて、必ずしも弁護士主導の方式にこだわる必要は無いと考えます。」(「人間の尊厳をかかげて 東京総括集：弁護団総括」)

「解決に責任を《支援共闘中央連絡会議誕生》 実践の手始めとして、東電本店や十大株主・関係官庁などに、争議解決に責任を持つ組織としての役割と争議解決の決意を示す要請書と「全面解決要求書」を手渡す行動を行ないました。」(「燃える歳月の物語 群馬総括集」)

「1991年9月30日、中央連絡会議、全労連の支援のもとに東京電力包囲の第1次全国総行動を行なった。東京電力の人権侵害・賃金差別の不法行為が日本全国に宣伝された。この全国総行動は第4次まで行なわれ争議解決に大きな影響を与えた。」「結審前後最終盤での運動が全国的に強力に展開された、また自主交渉で粘り強く力を発揮した。」(「自由の風 山梨総括集」)

### 三、争議の原点を踏みず外して、もっぱら解決金は自分のものと言う醜い本性をさらけだした数々の策動

#### 1、本稿の出発点は解決金処理にたいする疑心暗鬼

「…不正を明らかにしようという追求と隠蔽しようという確執である。元神奈川原告団指導部は元原告団員から求められた真相を明らかにすることなく今日にいたっている」  
(4 p 下段)  
「…あいまいにされようとしているその神奈川の解決金処理について、経過の中で実態を明らかにするために元神奈川原告団有志により取り組まれた解明作業と、そこでのやり取りされた文書、記録を採録することで、曖昧にされた内容を少しでも鮮明にしておきたい。」  
(4 p 下段)

ORIGIN5号はこの資料集を編集する目的をこのように述べています。

しかし、事実は彼らのこの記録自体の中にはっきりとされているように、解決金の処理は原告団総会で彼らを含め満場一致で決定され、神奈川における解決金の処理は、支援共闘会議に対する解決金カンパもふくめ、その決定をもっとも厳格に守って実施されたものです。神奈川原告団と神奈川支援共闘会議のそれぞれの機関で処理案が決定されたものであり、そこには曖昧さや不明朗さは一切存在していません。

1996年1月14日～15日、神奈川原告団は全体会議を開催し、いち早く闘いの到達点と総括、解決後の運動と組織、解決金の活用等について意気高い討議を開始しました。ORIGIN5号は冒頭にこの会議のレジュメを取り上げ、あたかも、神奈川原告団が独走して

「…(解決金の原告団配分を減らし、解決金で〇〇会館を建設し、争議解決後の原告団員を拘束する組織をつくることなど)を先取的に決定しようとした」(7 p 上段)

と言い、もっぱら、自分たちの解決金の取り分が少なくなるのではないかという不安の念と、疑心暗鬼にかられている姿がありありと浮かんでいます。

東電闘争の性格、壮大な闘いを全面解決させていただいた全国的な規模の支援と3つの分野の闘いなどを総括した時、必然的に導かれる原告団としてあるべき姿を自由に語り合うことは、当然のことではないでしょうか。そういう目的をもったこの会議を理解できず、歴史的な東電闘争を闘い抜いて立派に争議解決を果たし、自由と民主主義の発展のために大きな足跡を残した原告団と、この闘いをともに担った多くの人たちを口汚くするのは許されるものではありません。

#### 2、解決金処理の経緯と彼らの主張と行動

「…当然全原告を召集した原告団総会が持たれるものと予想された。その場で闘争総括のあり方について、解決金の配分方法など全原告団員の意見を聞き、具体的な作業に入るといのがごく普通の道筋と考えられていたからである。しかし実際はそうはならなかった神奈川の原告だけが先行して全体会議を開き、そこには未だ討議されたこともない、従って中央原告団の方針にもない事項、神奈川を主体とする指導部の意図する解決策を先取的に決定しようとした」(5 p 下段～6 p 上段)  
「…それは一人一人の立場を無視し、闘争継続の名のもとに資金(裏金)づくりを意図している」(27 p 中段)

原告団役員会は、解決直後の1996年1月6日の原告団役員会から直ちに解決金処理問題の討議を開始したのです。1995年12月25日の解決調印後、全国で支援していただいた関係者への報告とお礼の全国47都道府県オルグ、解決報告中央・各地域集会など、争議解決

に伴うさまざまな行動準備を進めながら、さらに、総括を含め4月目途に臨時総会を開催する予定で鋭意討議を進めていました。しかし、総括や解決後の新しい大衆運動のありかたの討議に時間がかかり、解決金処理問題では基本的な立場をめぐってさまざまな意見があり、意見一致をめざしてねばり強い討議がおこなわれていたのであり、中央役員会は何もしていなかったかのような彼らの言い分はまったくの誤りです。

私たちの闘いの原点は、自由と民主主義を擁護するという崇高な志であり、決して金や名誉のためではなかったはずでした。しかし、争議解決を迎えた途端、われわれの闘いの原点、どのような力によって争議の全面解決を果たしたのかを忘れたかのような、自己中心の主張が原告団のごく一部である彼らによって執拗に繰り返されたのです。

渡辺正子氏は、解決金に関する申し入れ書で解決金の所有権は一人一人の原告にあり、すべての金員を全原告に支払うべきだと主張し、これに続いて丸山貞夫氏、大村光男氏らが申し入れ書や意見書を提出し同じような主張をしました。さらに彼らは、役員会が全原告の一致点を追求した最大公約数の案として、第22回原告団臨時総会に提案した解決金処理案に対して修正案を提出し、少しでも自分の取り分を多くしようと醜い画策したというのが彼らの行動でした。

ORIGIN5号には、役員会の考え方と彼らの主張のどこがどう違っていたのか、役員会が理不尽としか思えない彼らのごり押しにねばり強く対応し、最後は彼らも含め全員一致の成案を得た経過が詳しく述べられています。

全国的な規模で大きな運動を展開し、多くの人々の温かい支援に支えられて全面解決を勝ち取った者なら当然の立つべき立場が、彼らによって根こそぎ否定されてしまったのです。

すなわち

- 1、闘いの原点に立ち返っての観点が必要である。
  - (1) 職場に自由と民主主義を確立させる闘いであり、これをいっそう前進させる闘いである。
  - (2) 共産党員や支持者への差別は全労働者への権利侵害、抑圧であること。たんに差別の是正を求めたものではない。
  - (3) 全国の支援してくれた人々に応えていく。
- 2、闘いの到達点は一人原告の力で勝ち取ったものではなく、支援共闘、弁護団、原告団の団結した集団の力で勝ち取った事実。
- 3、共産党員や支持者への差別は全労働者への攻撃であり、憲法が求める思想信条の自由への攻撃は許されない。この闘いを自分の問題として受け止め支援してくれた全国の多くの人々の力で勝ち取った事実。
- 4、原告団が団結すること。
  - 1・2次原告の分けへだてしないで165名が団結すること。この団結があったから勝利できた。
- 5、この立場から、単純に「1/165の原告の権利がある」「所有権は原告一人一人にある」などの考え方は成り立たない。

この観点、事実から見て「個人の権利」という考え方は、職場労働者や全国から支援してくれた人々の期待に応えることにはならない。

## ◎処理の基本的な考え方

96年6月22日 原告団役員会

1、処理に当たっては、「解決にあたっての五つの観点」の立場を基本とする。

原告一人一人の立場でなく共産党員及びその支持者である集団に対する思想差別撤廃闘争である観点が重要。東京争議団、神奈川争議団の定式を具体化すると、その基本は

- ①争議の原点に立って、職場の自由と民主主義の前進に寄与するものであること。
- ②労働運動の階級的民主的強化に寄与するものであること。
- ③18年余の争議を支え、支援してきた多くの人達の理解と納得いくものであること。
- ④原告らにとっては勝利を実感できるものであること。

2、共通分の処理を優先し、残りを原告団分とする。

3、共通分についての考え方

(1) 弁護団には、長年の主張・立証活動と5勝利判決の法廷闘争に謝する。

(2) 支援共闘中央連絡会議および各都県支援共闘会議には、争議全面解決と自主交渉解決により判決を上回る水準獲得に謝する。

(3) 全国の労働運動組織の支援に謝する。

(4) 借入金、全国の謝礼、弁護団への謝礼など当面の処置分を算出したところ解決金の約33%になった。

(5) 共通分の総額は解決金の約48%となった。

この文言は彼らの修正意見によってことごとく削除されてしまったのです。

大村氏はあとがきにかえてで「…神奈川原告団との関係資料をまとめてみて、そこから見えてくることは、普通の感性で考えればすっと分かることが、彼らとの関係ではそうはいかなかったということだ」と書いていますが、以上の経過を見れば、このことばはそっくり彼らに返る言葉であることは明白です。

### 3、彼らも含めて最終的には満場一致で決着した解決金の処理案

解決金の処理案は、役員会、各都県原告団で繰り返しねばり強く討議されました。さまざまな論議を経て第5次案が第22回臨時総会に提案されましたが、前項の「基本的な考え方」などが、彼ら修正案提案者と役員会の合意書に基づき削除され、最終的に1997年1月25日の第22回継続原告団臨時総会で、彼らも含めた満場一致で決められました。

決定された解決金の原告団処理分は

◆原告団処理分（解決金から共通処理分を差し引いた額）

1、今後の活動資金

- (1) 全体分
- (2) 各都県分

2、各原告への解決一時金

- (1) 遡及された定年退職原告への解決一時金及び家族慰労金
- (2) 定年退職原告の解決一時金及び家族慰労金
- (3) 死亡原告への解決一時金、お悔やみ費及び家族慰労金
- (4) 途中退職原告への解決一時金及び家族慰労金
- (5) 休職原告への解決一時金、医療費及び家族慰労金
- (6) 在職原告の解決一時金及び家族慰労金

によって構成されるものでした。

なお、◆共通処理分は、弁護士への報酬及び慰労費、一都六県支援共闘会議へのカンパ・慰労費、支援団体へのカンパ・記念品などとして1996年9月16日に開催された第22回原告団総会ですでに決定されていました。

神奈川では原告団全体会議を繰り返し行い、中央役員会の討議状況を詳しく報告し討議を進めました。神奈川の圧倒的多数の原告は、彼らの立場に反論し、さまざまな角度から彼らの主張の誤りを指摘し、時には激しい論議になったこともありました。このことを彼らは、「…討論は修正案提案者に対する個人攻撃の様相を呈した。修正案を真面目に検討するような会議にはならず継続審議になった」（31 p 中段）と非難していますが、多くの原告は人生をかけて闘い、歴史に残るような解決を勝ち取った名誉と誇りを傷つけようとするのに対して、率直な思いを吐露したものであり、個人攻撃などというのは言いがかりにすぎません。

#### 4、総会の決定を厳格に守って決められた神奈川の解決金処理

神奈川における解決金の処理は、原告団処理分、支援共闘会議関係カンパの処理とも、第22回継続原告団臨時総会の決定を、その決定に至る過程も考慮に入れてもっとも厳格に尊重しておこなわれたといっても過言ではありません。

特に、今後の活動資金の扱いは、彼ら修正案提案者と役員会の合意書に基づいて「各都県原告団は各都県原告団全体会議で討議し確認後、全員が各都県原告団長に承認書を提出する。その承認書は0～最高300万円と記入する」処理を、一人一人の自由意志に基づいておこないました。

そして、

##### 総会で決定された処理案の今後の活動資金の基本的な考え方

全面解決を土台に労働組合の階級的民主的強化、要求実現と職場の自由と民主主義の前進発展させるために

- ①東電全体及び各都県で職場闘争を発展させる資金
- ②地域の労働運動及び民主運動を発展させる資金
- ③争議の資料整理保管と活用の資金

という立場を、そのとおり掛け値なしに実践したものです。

各人の自由な意思によって寄せられた浄財で新しい組織、「神奈川電力連絡会」が結成され、さらに、その後電力労働者会館が建設され、職場と地域で意気高く活動し反合権利闘争の前進に寄与していることに、この精神が見事に生かされているのです。これは同じ闘いをした他都県の仲間にも誇れるものと自負できることです。

原告団総会で決定された金額が神奈川支援共闘会議にカンパされ、その活用は、神奈川支援共闘会議が決めたものです。その経過と結果は、神奈川支援共闘会議の解散総会でも報告され了承されたし、その内容は神奈川原告団にも報告されました。

ORIGIN5号は、このカンパが詐欺や横領まがいの方法によって不明朗な使い方をされたこと、池田實神奈川支援共闘会議事務局長と神奈川原告団幹部に許しがたい中傷を浴びせつけています。さすがに、ここでは池田事務局長が5000万円を着服していたとは言っていないですが、そういう悪意に満ちたうわさが、まことしやかに、広く各地で流布されていた時期ですから、(実際にある争議団の会議で、そのような趣旨の発言がされ、私たちが東電闘争の名誉をいちじるしく傷つけられることなので、事実関係の説明をしたいので会議を設定するよう文書で申し入れたことがありました)そのことが念頭にあって、池田氏に執拗に失礼極まりない態度を取ったことは想像に難くありません。

元原告団指導部は、原告団と一心同体となって東電争議解決の大きな力になった支援共闘会議の事務局長に対して、一部の元原告がこういう非常識な態度を取ったことを支援共闘会議に謝罪し、すべて公明正大に処理してきた経過と結果を彼らに改めて説明して、その非礼さを論ずる責任を感じていました。そういう立場で伊藤元神奈川原告団事務局長が池田氏への質問書が送られた後、質問に答えるから会いたいと申し入れたにもかかわらず、それを断っておきながら、まさに言いたい放題を言っています。

彼らが還流されたと言い張る5000万円を含めて、神奈川支援共闘会議へのカンパの処理は、必要な手続きを踏んで厳正に処理されたことを繰り返して強調しておきます。

## 5、神奈川支援共闘会議へのカンパの活用は、共闘会議の責任と権限において決められた

前述のように、神奈川支援共闘会議へのカンパは支援共闘会議の責任と権限で執行されたものです。何らかの意図がなければ、その処理内容について原告がいちいち立ち入って報告を求める性格のものではありません。

神奈川支援共闘会議幹事会で決定されたカンパ金処理の基本的観点は、以下の3点であります。  
(1996年12月26日 第24回幹事会)

- 1、お金をばらまくようなことはしない
- 2、しかし、全面解決を勝ち取った原告団にふさわしい内容での処理をはかる
- 3、東電の職場に自由と民主主義を確立する今後の運動、神奈川の反「合」権利闘争や県内争議勝利に資する活用をはかる

この決定に基づいて、具体化は神奈川支援共闘会議事務局がおこなうことが決められ、そのとおり実施し最終的に総会に報告されたものです。

配分の内容は、ORIGIN 5号にある池田氏の説明のとおりであり、そのなかで、電力の職場に自由と民主主義を確立するセンター基金(センター設立基金)を設けたその見識の高さは、敬意こそ表されても、批判されべきものでは断じてありません。

それは、この基金が、後に神奈川電力労働者会館設立の援助として活用され、この会館がもじどおり神奈川の反「合」権利闘争や県内争議勝利のための拠点として、多くの闘う仲間の支えになっていることを見れば明らかでしょう。

返金された5000万円余とか、元原告全員の意味確認をはかって残金処理として配分しろとは、許しがたいことです。

## 6、大村光男氏、訴外者山本忠利氏が争議解決によって得たもの

大村氏は1986年8月に定年退職しました。

定年退職者に対しては、在籍原告の処遇是正により退職金・企業年金に反映された是正率は平均40%だったため、本人が受け取った退職金・年金総額に40%分を解決金として上乗せして配分されました。それに、定年退職原告の解決一時金及び家族慰労金、今後の活動資金などが支払われ、大村氏は在職連絡会員のなんと8倍近い解決金を手にしたのです。

また、「95年中に解決金が支払われ、1996年1月には在籍原告全員が主任以上の管理者になりました。また、原告にならなかった活動家も同年2月には昇級・昇格の辞令が発令されました。」(燃える歳月の物語 群馬総括集4p) ように山本忠利氏は提訴外者でしたが、処遇是正されました。

## 四、民主主義は徹底的に保障されてきた

### 1、原告団中央役員交替の経緯

「…東京電力人権侵害訴訟は闘争の経過の中で幾つかの不明なというか妖しい恣意的な経過を辿った。東電闘争の内部事情を知らない人々にとっては、まさかと思うようなことが実際には起こっていた。

その一つに闘争途中で神奈川選出の原告団中央役員を総入れ替えするという事件があった。その経緯は不明朗なものであり、やがて神奈川原告団だけでなく、全原告団内部に深刻な不団結を生むことになる。」(4p 上段)

と大村氏ら4人の原告団中央役員の交替を猛烈な多数派工作や恫喝によって強行したと非難

しています。

1990年7月、統一原告団第13回総会では、役員選出をめぐって残念ながら前代未聞の対立候補による投票での選出という事態が起きました。

1988年5月、千葉・神奈川に相次いで支援共闘会議が結成され、翌89年には群馬・長野・山梨に続々と支援共闘会議が結成され（東京は1986年5月結成）、法廷の進行状況や原告団の主体的な力量の強化、支援の輪が広がることによって社会的包囲の運動も飛躍的に発展しつつある状況を踏まえ、いよいよ争議解決をめざす機運が高まり、支援共闘会議の中央組織結成の動きが出はじめました。

特に神奈川では、支援共闘会議結成以来「足腰を鍛え、争議解決をめざす」方針で、それまでは考えも及ばなかったような連続的な運動を経験し、大部分の原告はこの方針に確信を深め、意気高く闘っていました。

このような客観情勢の中で、原告団の中核である中央役員を、情勢にふさわしい、実践の先頭に立つ人で構成することは、争議解決にとって重要なことであり、この総会ではそういう措置をとったのです。

大村氏のこの当時の職場情勢の見方や、運動の課題や評価は

「…職場の変化を評価する基準は・・・階級闘争の三つの側面経済闘争、政治闘争、理論闘争の見地から東電闘争の全体を評価すべきではないか」（23p 下段）「…一都五県で争われていた裁判も判決にいたらず、職場の変化をはじめ客観的条件の成熟もないなかで主観的願望だけで理にかなった運動の展開ができるわけではない。・・・まず原告団という主体的組織を階級的に強めることである」（24p 上段～中段）

というものであり、多くの原告や支援の部隊が肌で感じていた情勢の変化をあざ笑い、争議団が掲げる闘いの課題と政党が掲げる革命の課題の区別もできない混迷ぶりなのです。

こんな考えをもったORIGINグループが中央役員にいたのでは、勝利の展望もダイナミックな運動の構築もできるはずはありません。一日も早く、高い水準で勝利することをめざして、ルールに従って神奈川原告団の総意を代表する役員を選出したのです。

彼らの言い分を「…全体に理解させるまでにはいかなかった」（46p 下段）結果、役員に選出されなかっただけのことです。

## 2、神奈川原告団に求められた活動に彼らはほとんど参加しなかった

最終盤の激烈な闘いが展開された時期は、一人一人の原告がそれぞれの任務を持って、欠勤や長期の連続休暇までとって一日も早く高い水準で争議解決を勝ち取るために、必死の努力をしていました。

神奈川では、原告が分担して16地域に担当者としてオルグに入り、人と行動を組織して大きな行動を連続的に組み立ててきました。これは並大抵のことではありませんでした。彼らが16地域の担当者として地域に入り、草の根的な地道は運動に加わったことなどはありませんでした。職場での闘いは、最前線での対峙ですからなおさら息を抜くことはできません。仕事で職場の仲間から信頼され、争議への支持を得るためにさまざまな創意的な活動に身を砕いてきました。

こうしたすべての分野での一人一人の闘いが実を結び、高い水準の解決が勝ち取られたことは、中央や神奈川の争議総括集にしっかりと記録されているところです。

しかし、彼らはこうした運動にはほとんどかかわってきませんでした。また、行動に参加しても、行動全体の規律と団結を乱すようなこともしばしばありました。例えば、一都五県全体で取り組んだ東電本店の包囲行動の最中に、無断で行動を抜け出して、当時神田にあった原告団事務所に行き、私的な集まりの案内状を原告団印を使って発送するなど勝手な行動をするようなことがありました。職場生活でも、勤務時間中職場内で堂々と単行本を読むような傲慢な態度であり、職場の同僚からひんしゅくをかうような状態でした。

神奈川原告団は、こうした彼らのサボタージュともいえる勝手な行動を厳しく批判しつつ、

その分をほかの原告のがんばりでカバーしてきたのです。

### 3、原告団の諸会議では、常に反対意見に最大限の発言の場が保障されてきた

「…もはや正常な組織としての体をなしていないと考える。だからこそ『非民主的で不明朗な方針』であり、組織運営だと指摘するのだ。その指摘に対して『誹謗・中傷』というのは呆れるばかりである。今必要なことはそんなレッテル張りに汲々とするのではなく、自由と民主主義を求めて闘う組織にふさわしく運営の在り方を根本から見直すことであり、そのために率直に意見を聞くことから始めるべきである。」(22 p 下段)

と主張し、事あるごとに発言を封じられたとか恫喝されたとか言っています。

事実はどうであったか。神奈川原告団は、原則として月に1回は全体会議を開催し、あらゆる問題をそこで討議し全体の合意を得て民主的に活動を進めてきました。だからこそ、全体として団結し大きな力を発揮して運動の先頭にたち、闘って情勢を切り開くことができたのです。残念ながら、彼らは、自分たちの関心のある何かがあれば、その場に参加することもなかったし、もちろん実践で方針の検証をするという立場も持ち合わせていませんでした。

彼らが精力的に会議に参加するようになったのは、争議解決後、解決金の問題が討議される段階になってからでしかありません。

その討議の中でも、彼らの発言を封じるところか、言い分を十分に聞きがまん強く討論しあったのです。たとえば、解決金の討議をおこなった神奈川の全体会議での彼らの発言状況を議事録で見るとつぎのとおりです。

1996年7月 6日 出席者：37名 発言27回中彼らの発言回数 7回(3名で)  
1996年8月 3日 出席者：32名 発言49回中彼らの発言回数22回(4名で)  
1996年9月11日 出席者：34名 発言27回中彼らの発言回数13回(4名で)  
であり、出席者率と発言回数率で見ると、7月6日：8%の出席者率で26%の発言回数率、8月3日：12.5%で44.9%、9月11日：11.8%で48.1%でした。このように、彼らには多いときには全体の半分近い発言の機会が保障されていたのです。大部分の原告は、あまりにも身勝手な言い分に時には怒り、時には事実に基づいてねばり強く説得する立場で討議したというのが実態です。

彼らの意見が大多数の原告の理解を得られなかったからといって、非民主的で不明朗な組織運営だというのは、この一例を見ただけでも、事実を無視した誹謗・中傷の類いに過ぎないことは明らかです。

### 4、原告団中央役員会は彼ら修正案提案者とねばり強く意見のすり合わせをおこなった

解決金の処理をめぐって、彼らが原告団総会に修正案を出して、執拗に東電闘争の原点と到達点を骨抜きにして、もっぱら金銭問題に矮小化しようとした策動が長い間続けられました。原告団中央役員会は、ねばり強く彼らと話し合い、全体の合意を得て、一日も早く解決金の処理を決着させることを最優先させ、現状でみんなが団結できるように修正案提案者と「合意書」まで取り交わし、政治的決着ともいえる形で決着をはかりました。この経過は、恥ずかしげもなくORIGIN5号に詳しく述べられています。

ここには、争議の総括やら、当面必要な争議支援への関係各方面への感謝を表す行動や措置をそっちのけにして、まず解決金の配分、しかも、自分の分け前を多く早くよこせとの主張があからさまにさらけ出されております。165名の原告がそれぞれの主張を固持していたら、この問題は永久に解決しなかったでしょう。彼らのよこしまな主張によって、東電闘争が担った先駆進的な闘いとしての真髓が前述のように薄められた事は痛恨の極みです。

### 5、ORIGIN3号で何を言い、何が問題になったのか理解できない程度の民主主義感覚

ORIGIN3号は、故渡辺利夫氏を偲ぶ会特集号として1976年7月に発行されたもの

です。この中で彼らは当時の原告団指導部、支援共闘会議に対して、許しがたい暴言をいくつも吐いています。

山本忠利氏はその巻頭言で

「…最も民主的であるべき差別闘争を闘う組織の指導部が、きわめて非民主的であり、時には策略・謀略が練られ仲間を陥れるという、およそ考えられない組織運営が、実際にまかり通ってきた」と言い（19 p 中段）、また、大村光男氏は、同誌の実行委員長あいさつの中で、「…この闘いでは最終盤では秘密交渉に終始し、職場闘争を顧みないやり方など、非民主的で不明朗な方針に同調しないことから私も君も異端児として阻害されてきました。」（21 p 中段）

東京電力と全知全能を傾けてぎりぎりの交渉を行い、その結果を速やかに全原告に伝えて、最終的に原告一人一人が自分の処遇是正を納得するところまで追求した交渉団の努力に対して、秘密交渉に終始したとは、これほどの冒涇はあろうか。

同じ電力で闘われた関西電力差別争議の解決では、少数のトップ交渉で決着させ、しかも一人一人の是正が明らかにされなかったことに比べて、あるいは、日立差別争議の神奈川を除く1都2県の同じような解決と比べれば、どれだけ原告当事者の意志を尊重して民主的に交渉が進められたかはあきらかです。

職場闘争を顧みないなどは噴飯ものです。反共労務政策が徹底し、厳しいしめつけがある職場の中で、労働者と結びつきを強め生き生きと職場闘争を進めた多くの元原告は、争議解決でさま変わりした職場でのあらたな闘いに意欲を燃やし、支援共闘も解決後の職場を見通して、いわゆるソフトランディングを考慮したのです。

これだけの冒涇を受けたものとして、当然その本意を確認し、原告団の考えを伝えるための措置を取り、冒涇を漱ごうとすることは当たり前のことです。この当たり前のことをあたかも警察の出頭命令になぞらえ、「…なんと言う下劣な態度なのか、私は許し難い気持ちを抑えることができない」（20 p 中段）と、大村氏は書いています。山本氏の巻頭言は、すでに見てきたように、なにをかいわんやでしょう。

彼らが、われわれに対して何を言い、何が問題にされたのか。それを理解できないような民主主義感覚と、その精神構造の幼稚さにはあきれざるばかりです。

## 五、電力連絡会結成の経過

### 1、部外者の「脚本」に過ぎない連絡会結成にいたる経過への批判

ORIGIN 5号は、随所で、争議解決後の新しい組織である神奈川電力連絡会の結成にいたる経過や、結成後の活動に対して事実をねじまげて激しい批判を浴びせています。さらに、許しがたいことには「…電力連絡会による、5000万円の横領とも言えるもの（伊藤元神奈川原告団事務局長宛1998年5月5日付申し入れ 45 p 上段）」と電力連絡会を犯罪者呼ばわりしています。

憎悪の感情をむき出しにした記述は、ORIGIN 5号以外にもありますが凡そ次のようなものであり、事実関係は以下に述べるとおりです。

#### ① 1996年1月の神奈川原告団全体会議について

「…争議終結後の原告団員を拘束する組織を作ることなどを先取的に決定しようとした。当然この会議は混乱を起こした。神奈川原告団の全体集会は何も決められないまま終わったが、指導部が何をしようとしているのかという意図を浮き彫りにした。」（7 p 上段）

この泊り込みの全体会議は、前にも述べたとおり、争議全面解決調印直後の興奮もまださめやらない中で、レジュメに全体会議の位置付けと獲得目標が明確に示されているように、闘いの到達点を明らかにしこれに確信を深め、いち早く争議解決後を見通してこれからどうあるべきか「新たな議論の出発点」とする、闘ったものしか描くことのできない大きな夢と、ロマンを語る会議として設定されたものです。

この中で、中央の論議と連携し、中央の方針に基づくことを大前提に、先駆的に（ORIJINは先取的に決定しようとしたと批判するが）新しい組織や解決金の活用についての考え方を提起して、神奈川の原告一人一人から率直な意見を聞いて「長期闘争を闘いぬいてきた原告団にふさわしい高い水準の団結を勝ち取る」（会議の獲得目標）ための論議をおこなったのです。

そもそも神奈川の全体会議は、意思統一と団結の場として伝統的に重要な役割を果たしてきた会議です。ここでは2日間にわたって率直な議論が交わされ、まさに大闘争を闘い抜いたものにふさわしい会議だったのです。そして、何も決められなかったどころか、新しい組織については、「早急に新しい組織をつくる必要があることを確認し、プロジェクトチームをつくって具体的な準備を進める」との議長集約がされたのです。当然のこととして、これは無条件に全原告を拘束する決定ではなく、これからの議論の具体化の中で各人が自分の意志に基づき、自由に選択できることも確認されたのです。

「当然この会議は混乱を起こした。神奈川原告団の全体集会は何も決められないまま終わった」などの言い分は、この会議に参加もしていない山本氏の作文であることを十分にうかがわせるものです。

#### ②渡辺正子氏が二瓶英夫原告団長に宛てた1996年3月の申し入れ書

「最後に、原告団解散後は原告団が形を変えた運動には一切関わる意思はありません。したがってその運動または組織が作られたとしても、そのために渡辺利夫の解決金を使用することには同意しないことを明確にしておきます。」（7 p 下段）

#### ③丸山貞夫氏が二瓶英夫原告団長に宛てた1996年4月4日の申し入れ書

「…神奈川原告団全体会議での報告によれば、原告団を組織替えして新しい組織を作る方向で検討しているとのことであり、しかし、私としてはこれまでの中央役員会の組織運営、運動形態は信頼できないものがあり、その同じ役員会が提唱する運動には参加する意思はありません。…いかなる形でも解決金を使用することはできないということであり、」（10 p 中段）

この主張は、全体会議の中で彼らから何度も出され議論され、そのたびに解明されてきた問題です。前述のように、新しい運動は各人の自主的な判断と選択に基づいてつくられる組織によって進められる運動であって、なにびとも強制や拘束されるものではないことは自明のことであり、彼らにそういう強制をしたこともありません。また、解決金を新しい組織の運動に使用したこともありません。神奈川の多くの元原告が、闘いの原点やその到達点に相応しい立場に立ち、さらに、原告団総会で確認された立場を堅持して、新しい組織に結集してがんばっていかうと決意して現在にいたっているのです。

神奈川の元原告全員がこの立場に立てなかったことは、それぞれの人生の到達点の違いや、思想性・人間性の違いからやむを得なかったこととはいえ、残念なことです。

#### ④大村光男氏が1996年9月に原告団中央に提出した意見書

「…前の会議が流会になっていることを考えれば、当然流会になった経過、理由が示されるべきで、私はこの点を質した。しかしこれに対する答えもなかった。」(20 p 上段)  
「…結成式が中止になったことは分かったが、どういう理由でそうなったのか、そうなったことにどういう見解を持ちどう反省しているのかなど一切聞かされなかった。」(22 p 下段)

新しい組織は、前述の経過を経てプロジェクトチームが精力的に検討を重ね、組織の目的や性格、会則、体制、呼びかけ文などを作成して、原告団事務局会議や全体会議に報告し確認を得て作業を進めてきました。

この到達点を受けて、1996年6月11日、新組織発足に向けて有志からなる準備会が結成されました。それ以降は準備会が会員を募り、総会案内を発送し、1996年6月29日には結成総会を開催すべく準備を進めました。しかし、開催直前になっても原告団中央の新組織準備世話人会での最終調整が残り、6月26日の時点で「明るく働ける職場をめざす神奈川電力の会準備会全体会議」に切り替えました。この準備会全体会議では、その経過を文書にして配布し、会議参加者に報告し了承されたものです。その後、未調整の問題もクリアーし、1996年11月9日、「明るく働ける職場をめざす神奈川の電力連絡会」が結成されたのです。

大村氏はこの経過が自分に報告されなかったと非難するが、会員でもない彼がそういう批判をすることは、まったくの筋違いな話なのです。

#### 2、神奈川電力連絡会の設立やその後の運動には、争議解決金はいっさい使われていない連絡会の運動は会員からの拠出金と会費によって行われている

「…総会には、実印、印鑑証明2通持参することが事前に通知された。そして各人に配分されるべき300万円の権利放棄を求めた。」(39 p 下段)  
「…原告各人に配られる解決一時金(300万円)を何とか会館建設資金としてカンパさせようとしたことだ。神奈川を除く各都県では、全ての原告に渡されたこの額が、神奈川だけは、ほしい人は自主申告しなければならなかった。何も前提がなくどうですかといわれれば、自由な意志で選択できたであろうが、守銭奴だの何だの言われ続けると、そう簡単に貰いますとも言えない。『いったん配ってしまったら、それからカンパしてくれといってもそれからでは集まらない』とある幹部が言ったそうだが、……」(51 p 上段)

この活動資金300万円については、原告団総会の決定に基づき、「各都県原告団全体会議で討議し確認後、全員が各都県原告団長に承諾書を提出する。その承諾書には0～300万円と記入する」という処理がきめられました。

神奈川では、その処理のために用意する書類等、手続きが必要なため事前に会議を開いて全員に手続き内容について周知しました。あらかじめ決められていた手続き処理の会議を開いて、「解決金処理」のうち、活動資金、解決金について事務手続きを一人一人の自由意志に基づいておこないました。

権利放棄を求めたなどと、原告なら誰でもわかる嘘を言っているが、活動資金は全額彼らを含め、承諾書に記入された額が配分され、このことでの問題は何ら生じていなかったのです。

意図的に活動資金と会館建設資金の問題を絡めて、あたかも神奈川の指導部が活動資金を様々な手だてを使い、原告に配分しないように画策したかのように論じているが、事実に必要な手続きを踏んで一人一人の自由意志に基づいて配分されているのです。

また、この問題を論議する会議や手続きの説明会での経過の中でも、活動資金を受け取る事に対して「守銭奴」などと原告の人権・人格を侮辱し、否定するするような言葉を投げつけた原告は一人として存在しませんでした。

闘いの原点を忘れ、物事を金銭ではかるとき彼らの考えは、社会通念からも闘いの教訓からもいかにかけ離れた思考かを物語るものでしかありません。

神奈川電力連絡会の結成に際しては、新しい組織に加わって争議解決後の原告団として果たすべき役割を自覚した多くの有志が、300万円の金員の趣旨を理解し、自覚的で自由な意志に基づいて今後の活動資金として拠出したものです。

すでに解決金の処理の問題で述べたとおり、原告団総会は明確に今後の活動資金として一人300万円の配分をしたのです。この具体化にあたっては、各都県で民主的に討議し決めるが、各原告の意見を尊重するとなっています。彼らのよこしまな策動によっても、なお、神奈川ではこの観点を維持したのです。

## 六、会館建設の経緯と建設資金

### 1、会館設立趣旨

「…神奈川原告団からは、解決金は原告には一部しか配らずに記念会館を建設するという構想が堂々と提起され、それは強引に進められ、解決金は分配すべしと言う者には守銭奴の声が投げつけられた。しかしそれはおかしいという声が全体の原告の中で支配的になってきているが、撤回した様子はない。」(22p 中段～下段)

東電闘争に寄せられた温かい支援にどう応えるのか、東電闘争で築かれた運動をさらに発展させるためには何が出来るのかなど、争議後の問題を争議が解決を迎えるなかで何度か全体会議を開催し論議を深めました。

その中で多くの人から争議中に、会議、集会場所の確保に苦勞したことも出されました。会館を建て神奈川の反合権利闘争、争議運動等を闘う人たちが共同で活用できる砦、自分たちの闘いの拠り所を持ちたいという思いで会館建設の夢を語ったのも自然の成り行きでした。争議解決後の運動を展望して、一人一人が自らの判断で資金を出し合い、新しい闘いの組織である神奈川電力連絡会が1996年11月9日結成されました。

電力連絡会は、翌年1997年8月に会館建設プロジェクトチームを立ち上げ、会館建設に向けた取り組みを開始し、この年の11月に開催された電力連絡会第2回総会で、会館建設を重点課題に設定しました。

これらの経過やその後の進展状況は、1998年7月と10月に実施された元神奈川支援共闘会議役員に対する経過報告会で報告され、了承されました。

神奈川電力労働者会館は1998年12月23日に竣工し、その後、反合権利闘争や争議運動の発展に大きく寄与しています。会館を使用している団体、個人からも大変喜ばれ会館を建設してほんとうに良かったと実感しています。

## 神奈川電力労働者会館の設立趣旨

神奈川の東電闘争総括「闘ってこそ自由」のなかのむすびで、東電闘争の全面解決について「東京電力差別撤廃闘争が全面解決ができたのは、全国の皆さんの大きなご支援によるものであり、とりわけ、どんなときでも闘いの先頭に立って、全体を励ましていただいた神奈川の皆さんの大きな力によるものです。

東電闘争は、自由と民主主義を大企業のなかにしっかりと定着させ、思想・信条による差別のない、自由でのびのびとした人間関係を作るうえでの基礎を打ち立て、長い闘いのなかで、いくつもの新しい到達点や峰をつくり出してきました。

東電闘争の解決によって職場の自由と民主主義が息をふきかえし、今後の闘いによってこの職場でも開花する可能性と展望をきりひらきました。

神奈川原告団は、自らの闘いによってきりひらいた新たな情勢を生かし、この情勢を確かなものにし、さらに発展させるために引き続き職場で地域で、いっそう奮闘する決意を固めました。

『東電は争議解決後、どうするのか』と、県内各方面から注目され期待されていました神奈川原告団の大多数は、これからの争議団運動や反合権利闘争の前進、さらにはわが国の民主主義の前進と発展に必ず役立つことをめざし、新組織・『明るく働ける職場をめざす神奈川の電力連絡会』（略称神奈川電力連絡会）を1996年結成いたしました。」

と述べています。

「明るく働ける職場をめざす神奈川の電力連絡会」は、総括に基づき神奈川の電力に関連する労働者とともに、リストラ「合理化」をおしとどめ、職場の要求を実現するための闘いに踏み出しました。また、東電闘争解決の大きな力となった地域の闘いや、県内争議の支援、連合職場の運動、春闘共闘など各種行動に積極的に参加し、企業内の闘いに埋没することなく、職場内外の運動を正しく位置づけ、その発展のために努力してきました。

これらの運動の中から、活動の拠点として、会館の建設を行うことの意義が明らかになり会館建設を決めました。

また、元神奈川支援共闘会議から、「電力の職場に自由と民主主義を確立するためのセンター基金」が寄せられ、この資金の目的が、「東電の職場に自由と民主主義を確立する今後の運動と神奈川の反合権利闘争や県内争議の勝利に資するため」となっていることから、この資金も会館建設に活用することを決めました。

この会館は、東電の職場に自由と民主主義を確立する活動の拠点であると同時に、大企業職場の労働者の要求実現や反合権利闘争を闘っている県内の多くの人々の活動の拠点として、これからの運動の新たな飛躍の砦として、闘う仲間の期待にこたえるものです。

1998年11月14日 神奈川電力連絡会第3回総会で採択

## 2、会館設立の経緯と建設資金は会館竣工を祝う会で公けにされている

闘う多くの人々の期待と関心を集めた会館の設立は、前述の経過を経て進められ1998年12月23日に竣工しました。

竣工を祝う会には、県内外から労働組合・争議団・民主団体・政党など、会館に入りきれないほどのたくさんの方々のご参加をいただき、また、各界からの熱いメッセージをいただき盛大に開催されました。このなかで、会館設立の経過や会館建設資金などについても参加者に報告されました。

当日配布された竣工を祝う会のパンフレットには、会館設立趣旨や会館建設の経過が述べられており、会館設立趣旨には、彼らが詐欺まがいのやり方で環流されたというところのセンタ

一基金についても明確に述べられているところです。

### 3、会館はどのように運営され、どう活用され、どう評価されているか

電力労働者会館は、争議団などの事務所として活用されていることをはじめとして、設立以来多くの人たちによって会議や催し物の会場として活用され、たいへん喜ばれています。

会館の運営は、会館運営委員会が行い、電力連絡会会員が当番制で毎日交替で事務所管理に当たり、会館入居者と協力しながら事務所を維持しています。

会館利用者からは、「電話1本で、手軽に、安く会議室を使用できる」、「印刷機やその他備え付けの機材も活用できるのでありがたい」と歓迎されています。このような状況を見るとき、会館の設立が、さまざまな闘いの発展に大きく寄与していることに確信を深めることができます。

## 七、かけがいのない仲間の死をも利用して神奈川原告団を悪者扱いに

争議が解決してまもなく、不幸にして渡辺利夫氏をご逝去されました。

ORIGIN5号は、このことを利用して神奈川原告団を不当に攻撃し、「偲ぶ会」をボイコットしたとか、渡辺氏の寿命をちぢめたのは神奈川原告団だといわんばかりの攻撃を加えています。人の命をかるがるしく扱うことや、すでに亡き人のことをあれこれ引き合いに出すことは不見識なことなので、細かいことまであれこれ反論することは控え、事実関係だけを簡単に指摘しておくにとどめます。

渡辺氏の病状を知った神奈川原告団は、団として病気見舞いをし、事務局会議では病状を報告して交替でお見舞いするよう申し合わせ、交替でお見舞いをしてきました。1996年5月31日夜遅くに氏の訃報に接し、翌6月1日、神奈川原告団を代表して、伊藤事務局長が弔問し、後日夫人から鄭重な礼状をいただきました。これらのことは、全体会議などを通じてすべて報告されたことです。

「偲ぶ会」をボイコットしたと言っていますが、神奈川原告団はそのような決定した事実はありません。個人の判断に任せたのであり、参加する、しないはそれぞれが決めたことです。当然「偲ぶ会」に参加すべき人が参加しなかったからといって、ボイコットしたとか、追悼の言葉に意に添わないものがあつたからと言って、そのこともボイコットの証左のようにいわれるのは心外です。

## 八、あとがき

「…千代田や日立の争議を通じて支援共闘型の運動を見直す風潮が出始めた」（35 p 上段）1999年頃から、日立争議に象徴的に表れたように、自主的・主体的に闘う部隊に対する根柢のない激しい攻撃が、神奈川労連や政党によって徹底しておこなわれました。その総仕上げなものとして、日立争議団・宮崎氏の「真の団結を求めて一日立争議の経験から」（2003年1月）が発行されました。

神奈川労連はこれに特別の評価を与え、関係者から話を聞き基本的に真実が書かれていると判断し、多くの組合役員に読んでもらうよう呼びかけるという破格の扱いをしました。この文書に対する反論は、日立争議団団長・佐藤明氏によってなされ、謀略本・ゼンポー並みの手法が暴かれています。

この文書とORIGIN5号の主張は、以下に見るとおり驚くほどの共通性があり、思想性においても謀略的な手法においても双子の兄弟と見紛うほどです。

- ① ウソとでたらめに塗り固められたもので、決して思い違いや誤解によるものではないこと
- ② 神奈川の争議運動や反合権利闘争の到達点と伝統を汚す役割を果たしていること
- ③ 特定の幹部に集中的批判をあびせていること

- ④ 役員を解任されたことに不当な言いがかりをつけていること
- ⑤ 意見の違いを認めず徹底したいじめ・嫌がらせ、恫喝がおこなわれたという批判
- ⑥ 自らが属していた組織や支援共闘会議への許し難い誹謗・中傷を繰り返していること
- ⑦ 争議団とは無縁な運動論・組織論に立ち、民主主義とは無縁な組織だと批判していること
- ⑧ 一方的に断じて、一切の事実関係を検証していないこと
- ⑨ 金銭に対する異常なほどの執着

主だった項目を見ただけでもこれだけの共通点があり、それぞれに対しては各項目ごとに縷縷反論してきたとおりです。

ウソとでたらめに塗り固められた悪意に満ちた作文に身をやつすものが、真実をもてあそぶことほど滑稽なことはありません。白いものを黒と言いくるめているのは誰かは、もはや明白ではないでしょうか。

彼らが「三文オペラ」でどんなに謀略を演じようが、観客は真実を見抜くのです。

ORIGINグループが、東電闘争と神奈川の反「合」権利闘争の到達点を全面的に否定し、電力連絡会を憎悪し、この運動を転覆させようと新たな策謀をめぐらしても、それはみずからの醜い姿をますますあらわにする徒労にすぎないことを彼らは知るべきです。

1980年代後半から1990年代にかけて、NKK、日産、池貝、山武、小田急、雪印、東電、千代田化工などの大企業争議が続々と解決し、21世紀に入り日立争議の解決、東芝争議の地労委勝利命令など大企業職場における闘いは引き続き前進し、職場に自由と民主主義を確立する運動を発展させてきました。

しかし、一方ではこれらの闘いの前進に対する資本の巻き返しも行われ、いま、どこの職場でも出向・転籍は当たり前のように強行され、リストラ合理化は容赦なく労働者とその家族に襲いかかり、もはや国民の生存権すら脅かされるような深刻な事態になっています。

このような時期こそ、東電闘争の原点と成果をもう一度ふりかえり、大国主義やヘゲモニー主義を克服し、東芝争議を中心としたすべての争議に勝利し、あくなき資本の暴圧をはね返す新たな運動の再構築がなされることを念じて結びとします。

東電闘争は、「共産黨員およびその支持者」に対する思想を理由とした人権侵害・賃金差別撤廃という具体的闘争課題をもつとともに、「この闘いを通して、日本の労働運動の前進の根幹的課題である反共主義との闘いと内部での克服」、「職場で形骸化されている日本国憲法を職場に適用させ、職場に自由と民主主義を確立すること」、「それらの闘いのなかで日本の民主主義を発展させること」という課題をもった闘いでした。

訴状は「被告会社が共産黨員や支持者に攻撃を集中しているのは、共産黨員や支持者が被告会社の『合理化』と権利侵害にたいして屈する事なく闘う中心だからである」、さらに「原告らに対する人権侵害とたたかうことは、共産黨員や支持者の個人的利益にとどまらず、労働者としての人格を守りぬき、明るい、人間にふさわしい職場をつくりあげようとするものであり、すべての労働者の民主的権利とその利益を守るものである。」と述べて、闘いの原点を明確に示しました。

東電争議は原告個人の利益や名誉回復のためだけではなく、独占企業の中で、憲法違反の反共労務政策にたいして真正面から対峙した、思想差別をやめさせ憲法と正義を守るための闘いでした。

同時にこの闘いを徹底することによって職場労働者全体の利益を守り、職場に自由と民主主義を根付かせ、日本の民主主義を守り発展させる性格をもった大きな意味を持つ闘いでした。